

## 長崎県建築工事監理委託業務成績評定要領

### (目的)

第 1 この要領は、長崎県土木部営繕課の所掌する建築工事（電気設備工事、機械設備工事を含む。）の工事監理に関する委託業務（以下「委託業務」という。）について、成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、適正かつ確かな評定の実施を図り、もって委託業務の受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第 2 評定の対象は、原則として、1 件の契約金額が 1 0 0 万円を超える委託業務とする。

### (評定者)

第 3 評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、検査職員、総括監督員、主任監督員、監督員及び各分野（電気設備、機械設備）の担当者とする。

### (評定の方法)

第 4 評定は、建築工事監理委託業務成績評定表（別記様式第 1 号）および別に定める長崎県建築工事監理委託業務成績要領の運用に基づき、業務の実施能力、業務目的の達成度、その他必要な事項について、委託業務ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

### (評定の結果の通知)

第 5 契約担任者は評定者から評定書の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定結果を建築工事監理委託業務成績評定通知書（別記様式第 2 号）及び評定書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

### (評定の修正)

第 6 契約担任者は、業務完了後に生じた事由等により、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、必要な修正を行わなければならない。

2 契約担任者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を建築工事監理委託業務成績再評定通知書（別記様式第 4 号）及び再評定書（別記様式第 5 号）により当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第 7 第 5 に規定する評定結果の通知(第 6 に規定する評定の修正に係る通知を含む。以下同じ。)を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日(「休日」を含む。)以内に、別記様式第 6 号により契約担任者に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約担任者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められた場合、速やかに別記様式第 7 号により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約する委託業務に適用する。

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日以降に評定を実施する委託業務に適用する。